

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「同一区内」を「本市の区域内」に改める。

第10条の表(3)中「第32条の8の9第1項」を「第32条の8の9第2項, 第32条の8の10第1項」に改め, 同表(31の3)中「同条第4項」の右に「若しくは第5項」を加える。

附則第11項第1号中「附則第35条の2第6項前段」を「附則第35条の2第5項前段」に, 「株式等」を「一般株式等」に改め, 同項第2号中「, 第35条の2の2」を削り, 「第35条の2の4」を「第35条の2の3」に改める。

附則中第16項を第17項とし, 第15項を第16項とし, 第14項を第15項とする。

附則第13項各号列記以外の部分中「附則第35条の3第11項又は第14項」を「附則第35条の3第15項又は第18項」に改め, 同項第1号及び第2号中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項」に改め, 同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とし, 附則第11項の次に次の1項を加える。

12 前項の規定は, 条例附則第19条の2の2第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において, 前項第1号中「附則第35条の2第5項前段」とあるのは「附則第35条の2の2第5項前段」と, 「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と, 同項第2号中「附則第35条の2及び第35条の2の3」とあるのは「附則第35条の2の2」と読み替えるものとする。

様式第2号中

「
(特別徴収義務者)
住所又は所在地
氏名又は名称 納
」

を

「
（特別徴収義務者）
住所又は所在地

氏名又は名称 様
」

に改める。

様式第31号の3 2注以外の部分中「同条第4項」を同条「第4項
第5項」に改め、同

様式注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 該当する□には、レ印を記入してください。

様式第47号の3注以外の部分中「含む」を「除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条、第10条の表（31の3）、様式第2号、様式第31号の3及び様式第47号の3の改正規定 公布の日

(2) 第10条の表（3）の改正規定 平成28年10月1日

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（行財政局税務部税制課）